山　監　査　第　１　１　１　号
令和８年（2026年）１０月９日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第１９９条第１４項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員　江　本　勝　一

山陽小野田市監査委員　藤　岡　修　美

記

１　措置の内容

別紙のとおり

令和８年度定期監査（対象年度：令和７年度分）の結果に基づき
又は当該監査の結果を参考として講じた措置

【選挙管理委員会事務局】

［指摘事項　（１）物品購入について］

物品購入に係る契約締結において、手続きが不適切なものがある。

見積合わせによる業者決定の際は、提出見積書の内容を正確に確認し、決定されたい。あわせて、見積書の提出を依頼する際、封入、封緘したものを提出するよう指示し、競争性、公平性及び透明性を確保するためにも、また、第三者から見て疑義が生じることのないよう処理を行われたい。

［改善措置］

定期監査における指摘を重く受け止め、見積合わせによる業者決定の際は、提出見積書の内容を正確に確認し、適正な契約事務を行うよう徹底してまいります。

また、見積書の提出を依頼する際は封入、封緘したものを提出するよう指示し、第三者から見て疑義が生じることが無いよう事務処理を行ってまいります。